

防火安全性に関する文書事務処理要綱

- 【沿革】 H15.11.25 西消通達第8号〔制定〕
H18.10.5 西消通達第10号〔第1次改正〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）、旅館業法（昭和23年法律第138号）、国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）及び消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）による許可、承認又は登録（以下「許可等」という。）を必要とする施設について、防火安全性に関する通知書、回答書又は意見書（以下「通知書等」という。）の交付に係る事務について必要な事項を定める。

(文書の受付)

第2条 許可等を必要とする施設の消防関係法令の適合状況について、警察署長、保健所長等の関係行政庁から、消防関係法令適合状況照会書（様式第1号）又はその他照会文書により照会があった場合は、消防長が受理するものとする。

(関係書類)

第3条 前条の規定による文書を受理するときは、必要に応じ、関係図面等で申請部分又は対象物の内容等が判断できる資料を添付させるものとする。

(事務処理)

第4条 消防長が第2条に定める文書を受理したときは、当該文書の写しを消防署長に送付し、調査又は確認（以下「調査等」という。）を指示するものとする。

2 消防署長は、前項の書類を受理したときは必要な調査等を行い、防火安全性に関する調査結果について（様式第2号）により、消防長に報告するものとする。

(関係行政庁との連絡調整)

第5条 消防署長が前条第2項の調査を行う場合は、必要に応じ関係行政庁と連絡調整を行い合同で実施するものとする。

2 消防署長は、前項の調査を行った場合において、防火安全に関する不備事項を発見した場合は、関係者に改修を指示するとともに、消防長にその旨を報告するものとする。

(通知書等の交付)

第6条 消防長は、第4条第2項による報告の結果について、別表に定める様式区分に従い作成し、関係行政庁に通知するものとする。ただし、通知様式について、他に定めがある場合及び関係行政庁が別に様式を指定した場合を除く。

(調査範囲)

第7条 照会施設が、防火対象物の一部分である場合の調査等の判定範囲は、次の各号によることができる。

(1) 照会施設が、消防法施行令別表第1（16）項イ及び同項ロを除く防火対

象物に存する場合には、当該防火対象物全体に及ぶものとする。

(2) 照会施設が、消防法施行令別表第1(16)項イ及び同項ロの防火対象物に存する場合には、当該申請に係る用途部分とする。

(表示業者登録)

第8条 消防法施行規則第4条の4第3項の防災表示業の業者登録のための意見を求められた場合は、第2条及び第4条の規定を準用し処理するものとし、消防署長から消防長に対する報告書については、別表による様式第5号を準用するものとする。この場合、「消防庁長官」を「消防長」に、「消防長」を「消防署長」に訂正して行うものとする。

(旅行関係者からの照会)

第9条 旅館、ホテルの防火安全に関し旅行関係者(個人を除く)から照会があった場合においては、調査日現在の消防関係法令適合状況のみ回答するものとする。

(手数料)

第10条 本要綱による通知書等の交付手数料等は徴収しないものとする。

付 則

この要綱は、平成15年11月25日から施行する。

付 則

この要綱は、令達の日から施行する。

消防関係法令適合状況照会書

平成 年 月 日
発 第 号

西 宮 市 消 防 長 様

兵 庫 県 警 察 署 長

風俗営業等の許可等に係る消防関係法令適合状況の確認について（照会）

みだしの件について、下記営業所から風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（以下「風適法」という。）に基づく申請がありましたので、消防関係法令適合状況について回答願いたく照会します。

記

- 1 営業所の名称
- 2 営業所の所在地
- 3 申請者の氏名又は名称及び住所
- 4 風俗営業の種別風適法第 2 条第 1 項第 号の営業
 営業許可（風適法第 3 条）
内容：
 構造又は設備の変更等の承認（風適法第 9 条）
内容：

通信欄

担当部署名
担当者氏名
TEL — —
備考

（内線）

FAX — —

様式第2号

平成 年 月 日

消防局長 殿

消防署長

防火安全性に関する調査結果について（報告）

このことについては、下記のとおりです。

記

対象物名	
所在地	西宮市
関係者名	
消防法令適合の可否	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 一部に不適合部分あり <input type="checkbox"/> 適合していない
不適合の内容	
調査日	年 月 日
担当者	職名 氏名

別 表

照 会 等 の 理 由	通 知 ・ 回 答 ・ 確 認 書 様 式
風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に係るもの	様式第 3 号
旅館業法又は同法施行規則に係るもの	様式第 4 号
公衆浴場法又は同法施行規則に係るもの	
国際観光ホテル整備法に係るもの	
旅行関係者等からの要請によるもの	
防災表示業登録に関するもの	様式第 5 号

消防関係法令適合状況確認書

西消局収第 号の1
平成 年 月 日

兵庫県 警察署長 様

西宮市消防長

平成 年 月 日付け 発第 号で照会のありました営業所たる建築物
の消防関係法令適合状況は、下記のとおりです。

記

1 営業所の名称

2 消防関係法令の適合状況 立入検査（平成 年 月 日実施）
立入検査以外（文書審査 その他 ）

適合している

適合していない

適合していない項目及び根拠条文

3 備考

通信欄

担当部署名

担当者氏名

TEL — — (内線) FAX — —

備考

消防関係法令に関する回答書

西消予発第 号
平成 年 月 日

様

西宮市消防長

平成 年 月 日付けで照会のありました下記の施設に関する
消防関係法令適合状況は下記のとおりです。

記

1 施設の所在地

2 名称

3 消防法令の適合状況

適合 一部に不適合部分あり 適合していない

法第8条の2の3に定める特例認定済
認定を受けた日 年 月 日
認定が失効する日 年 月 日

法第8条の2の3に定める特例認定未実施

4 適合していない事項

防災登録に関する意見

消防庁長官 殿

西宮市消防長 印

平成 年 月 日

申請者		住所 申請者名		電話番号		
		代表者名 (担当者名)				
<input type="checkbox"/> 申請については、特に問題がないことを確認した。 <input type="checkbox"/> 申請については、下記のような問題があることを確認した。 確認の方法： <input type="checkbox"/> 現地調査 <input type="checkbox"/> 電話調査 <input type="checkbox"/> 指定確認検査機関に確認 <input type="checkbox"/> その他 ()						
区分		項目		添付書類上の記載箇所	評価	備考
基礎的体制	防災性能を与える設備等	1	鑑別に必要な器具の有無	別記様式 3イ・4イ		
		2	防災薬剤の調合に必要な器具の有無	別記様式 3ウ・4ウ		
3		防災性能を与えるための設備等の有無	別記様式 3ハニホ 4ハ			
	専門技術者	4	所定の専門技術者の配置の有無	別記様式 7、1		
品質保証体制	品質管理のための設備等	5	防災性能測定機器の有無	別記様式 5イ・6イ		
		6	耐洗たく性能に係る試験機の有無	別記様式 5ロ		
	7	品質管理（受入検査、払出検査を含む。）に関するマニュアルの有無				
	受入設備 払出管理	8	受入、払出の記録を整理して保管することができること	別記様式 1、7、8		
9		防災性能の確認結果等の記録を整理して保管することができること	別記様式 1、7、8			
その他	10	適合・不適合品の分別ができること				
評価の理由等						

備考

- 「評価」欄には、各項目が申請書等と相違がないときに○印を、相違があるときは×印をつける。
- ×印を付けたときは、その理由等を記載すること。